

特別養護老人ホーム函南・ぶなの森 利用料金表

2025/8/1時点

1単位=10.14円で計算

項 目		単位数	1ヶ月(30日)当たり単位	詳細・備考など		
基本 料金	要 介 護 1	670単位/日	20100単位			
	要 介 護 2	740単位/日	22200単位			
	要 介 護 3	815単位/日	24450単位			
	要 介 護 4	886単位/日	26580単位			
	要 介 護 5	955単位/日	28650単位			
介護 保険 (一割負担額)	看護体制Ⅰ	4単位/日	120単位	常勤看護師を配置		
	看護体制Ⅱ	8単位/日	240単位	看護職員を一定以上配置		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日	360単位	常勤機能訓練士を配置		
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	20単位	厚生労働省へ入居者毎の基本情報の提出、情報の活用		
	個別機能訓練加算(Ⅲ)	20単位/月	20単位	計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い情報を共有		
	自立支援促進加算	280単位/月	280単位	医師の評価による多職種連携した支援計画の取り組み、評価する		
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	40単位	科学的な入居者毎のケアの質の向上・評価		
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	50単位	厚生労働省へ入居者毎の基本情報の提出		
	ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月	30単位	ADLの維持改善。ADLの向上の数値が1以上		
	ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	60単位	ADLの維持改善。ADLの向上の数値が2以上		
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	100単位	リハビリテーションを実施している医療提供施設との連携		
	療養食加算	6単位/回	540単位	療養食の提供が可能(対象者)		
	経口維持加算Ⅰ	400単位/日	400単位	他職種による会議と計画の作成		
	夜勤職員配置加算Ⅳ	21単位/日	630単位	夜勤職員の配置が一定以上		
	日常生活継続支援加算	46単位/日	1380単位	重度者の入居が一定以上		
	安全対策体制加算	20単位/回	20単位	入所時のリスク検討(入所日1回のみ)		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		3937円～4525円	保険単位合計×14%		
	排泄支援加算(Ⅰ)	10単位/月	10単位	多職種連携した支援計画の作成、評価		
	排泄支援加算(Ⅱ)	15単位/月	15単位	要介護状態の軽減、排泄状態の改善		
	排泄支援加算(Ⅲ)	20単位/月	20単位	要介護状態の軽減によりオムツの使用がなくなった場合		
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	3単位	褥瘡予防計画の継続的取り組み、評価		
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	13単位	褥瘡リスクのある入居者に褥瘡が発生していないこと		
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	90単位	医師・歯科衛生士による口腔ケア指導		
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	110単位	口腔衛生に関わる必要情報の共有		
	配置医師緊急時対応加算	325単位/月	325単位	通常の勤務時間外の場合(早朝・夜間・深夜を除く)		
	配置医師緊急時対応加算	650～1300単位/回	650～1300単位	早朝・夜間・深夜訪問(理由の記録)		
	協力医療機関連携加算	50単位/月	50単位	急変時の体制を常時確保している		
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月	5単位	施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受ける		
	新興感染症等施設療養費加算	240単位/日	1200単位	特定の感染症の医療やケア(連続する5日が限度)		
	看取り介護加算	72単位/日	1080単位	死亡日45日前～31日前		
	看取り介護加算Ⅰ	144単位/日	3888単位	死亡日30日前～4日前		
	看取り介護加算Ⅱ	780単位/日	1560単位	死亡日前日及び前々日		
	看取り介護加算Ⅲ	1580単位/日	1580単位	死亡日		
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	10単位	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している		
	栄養マネジメント強化加算	11単位/日	330単位	管理栄養士を一定以上配置		
	退所時栄養情報連携加算	70単位/回	70単位	退所先の医療機関等に栄養管理の情報提供		
	再入所時栄養連携加算	200単位/回	200単位	退所した利用者が再度入所し、特別食等を必要とする場合		
	外泊時費用	246単位/日	246～1476単位	外泊時(6日限度)		
	初期加算	30単位/日	900単位	入居時(30日限度)		
	介護 保険 適用外(実費)	居住費	負担限度 第1段階	880円	26,400円	※1 表参照
			負担限度 第2段階	880円	26,400円	
			負担限度 第3段階	1,370円	41,100円	
			上記以外の方	2,066円	61,980円	
		食費	負担限度 第1段階	300円	9,000円	
負担限度 第2段階			390円	11,700円		
負担限度 第3段階①			650円	19,500円		
負担限度 第3段階②			1,360円	40,800円		
上記以外の方			1,630円	48,900円		
その他		おやつ代		3,600円	※2 おやつ・嗜好品代の有無については、希望に応じ選択可能です。クラブ活動・外出等での教養娯楽費は参加された金額分となります。おやつ代1日120円。	
		嗜好品代		700円		
		理美容代、他		実費		
	教養娯楽費		実費			

注：職員配置により加算・利用料金は変更になる場合があります。

1ヶ月ご利用料金目安（30日計算）

※医療費・理美容代・教養娯楽費を除く料金

負担限度額 段階		第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	※3 介護保険2割負担	※4 介護保険3割負担
介護度	要介護3	74,808円	97,308円	118,608円	147,588円	175,760円	204,530円
	要介護4	77,266円	99,766円	121,066円	150,046円	180,677円	211,308円
	要介護5	79,654円	102,154円	123,454円	152,434円	185,164円	217,894円

※3合計所得金額160万円以上（単身で年金収入+その他の合計所得金額が280万円以上）の方は介護保険自己負担割合が2割となります。

※4合計所得金額220万円以上（単身で年金収入+その他の合計所得金額が340万円以上）の方は介護保険自己負担割合が3割となります。

※1 特定入所者介護サービス費 厚生労働大臣が定めた負担限度額（低所得者の食費・居住費の負担限度額）

対象者		負担区分	食費	居住費の負担額	
			月額	日額	月額
生活保護受給者		第1段階	9,000円	880円	26,400円
市町村 民税 世帯 非課税	高齢福祉年金受給者				
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	11,700円	880円	26,400円
	利用者負担第2段階以外の方	第3段階	① 19,500円 ② 40,800円	1,370円	41,100円

注：負担限度段階は前年度所得により決定しますので、所得の有無で入居利用料金が大きく変わることがあります。R3/8より預貯金等一定超（預貯金額単身で500万超・夫婦で1500万超）・世帯分離していても配偶者が課税対象者は対象外。

社会福祉法人 函要会